

任意継続組合員とは

退職の日の前日まで引き続き1年以上在職して退職した場合、退職日の翌日から最大で2年間、短期（医療）給付及び保健事業（一部）を共済組合から受けることができます。

（1）申出の方法

退職日から起算して20日以内に「任意継続組合員資格取得申出書」を共済事務担当課を通して共済組合に提出してください。

（2）掛金の払込方法

毎月・半年・年度払いがあり、納付書により掛金をお振込みしていただきます。

なお、半年・年度払いには、割引きがあります。

上記記事に関する
お問い合わせは

保健課

☎028 - 615 - 7816